

仙台市地域防災計画（修正案）の概要

1 計画見直しの経緯

- 大規模災害時に被災者への支援を迅速かつ円滑に行うため、災害救助法に基づく救助の実施主体「救助実施市」の指定に向けて準備を進めている。
- 平成30年7月豪雨における農業用ため池の決壊やダムの異常洪水時防災操作に伴う河川下流域の氾濫による人的被害が発生している。
- 上記の状況から、大雨対策に関する事項等について避難勧告等の発令基準の追加等、所要の見直しを行う。

2 主な修正事項

(1) 救助実施市の指定

災害救助法改正に伴い、法施行後速やかな「救助実施市」の指定に向けて準備を進めていることから、大規模災害時に被災者への支援をより迅速かつ円滑に行うため計画の見直しを行う。(別紙-①)

【修正該当箇所】

(資料2-1:災害救助法一部改正(救助実施市の指定)に伴う仙台市地域防災計画修正案 新旧対照表(抄))

※救助実施市の指定に伴う計画の修正は、本市が救助実施市に指定され、その運用が開始された時点から有効とする。

(2) 防災重点ため池の避難勧告等の発令

東日本大震災や平成30年7月豪雨において、農業用ため池の決壊による人的被害が発生したことを受け、本市域においてハザードマップが示された「防災重点ため池」近郊の住民等に対して避難勧告等を発令する。(別紙-②)

ア 大雨の場合における発令基準

【修正該当箇所】(資料2-4:仙台市地域防災計画(風水害等災害対策編)修正案 新旧対照表(抄))

編	章	節	項目	該当箇所	頁(平成30年度)	新旧表
風水害等	1 自助・共助	3	1	避難勧告等の発令基準と対象地域	7	3/13
風水害等	2 公助	4	2(1)	避難勧告等の区分及び発令基準	48	5/13
風水害等	2 公助	34	2	農業対策(農業用施設の追加)	199	12/13

イ 地震の場合における発令基準

【修正該当箇所】(資料2-3:仙台市地域防災計画(地震・津波災害対策編)修正案 新旧対照表(抄))

編	章	節	項目	該当箇所	頁(平成30年度)	新旧表
地震津波	1 自助・共助	3	1(1)	地震災害等における避難勧告等	5	1/11
地震津波	2 公助	4	2(1)	避難勧告等の区分及び発令基準	47	3/11
地震津波	2 公助	34	2(3)	農業用施設	197	11/11

(3) ダムの異常洪水時防災操作に伴う避難勧告等の発令

ダム管理者からの情報に基づき避難勧告等を発令する。なお、発令範囲については、河川水位の状況や関係機関から提供された情報等を総合的に勘案して判断する。〈別紙－③〉

【修正該当箇所】（資料 2-4：仙台市地域防災計画（風水害等災害対策編）修正案 新旧対照表（抄））

編	章	節	項目	該当箇所	頁(平成30年度)	新旧表
風水害等	2 公助	4	2(1)	避難勧告等の区分及び発令基準	48	5/13